



善意銀行 寄付報告書

皆様からの寄付が
いろいろな活動を育んでいます

令和7年2月1日～令和8年1月31日までの
善意銀行への預託金は2,032,959円でした。

善意銀行は皆様の善意を寄付としてお預かりし、区内の障害当事者団体、地域福祉活動団体、社会福祉施設などに配分することにより、善意の輪を広げていく事業です

寄付のつかいみち

- ・障害のある方のスポーツ活動を支える
～水泳やテニスなどの余暇活動～
- ・子ども食堂の運営
～朝ごはん・夜ごはんを通じての支援～
- ・障害のあるお子さんの保護者の活動を支える
～勉強会や啓発活動～
- ・地域の中での見守りを支える
～見守り活動～

見守り実施中



～配分を受けた皆さんから～

- ★高齢者や子ども、子育て世帯に寄り添いながら支援ができています。
- ★寄付により、継続した活動ができています。
- ★美味しいごはんを提供しながら、子どもたちの笑顔にたくさん出会えています。



皆様からの善意を
お待ちしております。

預託者のご紹介 (R7.2.1～R8.1.31) 順不同・敬称略

<金銭>

イトーヨーカドー労働組合ららぽーと横浜支部／ミライフ(株)横浜店／杉田文江／
都筑保護司会・都筑区更生保護女性会／荏田南五丁目自治会敬老会／村田輝雄／(株)アシスト／
ボーイスカウト横浜第132団育成会／(株)サーキュラス／京セラ労働組合横浜支部／
京セラ(株)横浜事業所／京セラ(株)横浜事業所社員一同／ヤマザキ製パン従業員組合神奈川支部／
匿名5件

金銭でのご寄付をいただくと・・・

～個人～

確定申告によって、所得税法上の「寄付金控除(所得控除)」(所得税法第78条)または「税額控除」(租税特別措置法41条)を受けることができます。また、地方税法上(住民税)の「寄付金税額控除」を受けることができます。横浜市民の方は、市民税と県民税の両方の控除を受けることができます。

～法人～

確定申告によって、寄付された金額の一部を法人税法第37条の規定により、「損金算入」することができます

受付方法：①都筑区社協へ持参

②銀行へ振込

お振込先：横浜銀行

港北ニュータウン南支店

口座番号：普通 1021655

名義：社会福祉法人

横浜市都筑区社会福祉協議会

理事長 村田輝雄 (むらたてるお)

<物品>

(株)阪急阪神百貨店都筑阪急／(株)マルハン都筑店／(株)悠輝 ドキわくランド北山田店／
勝田茅ヶ崎地区社会福祉協議会／牛久保町内会／早川弘子／(株)朝日／木村博子／
イケア・ジャパン(株)IKEA横浜／ちよこっと子育てレスキュー隊／(公社)緑法人会女性部／
ユーコープ横浜北2エリア会／匿名22件

いただいた物品は区内の子ども食堂などの子ども支援団体、地域の中で実施している高齢者サロンや親子の遊び場、一部区社協が実施する食のお渡し会等に配分させていただきました。

～物品でのご寄付をご希望の皆様へお願い～

★すべての物品寄付は寄付先が見つかった場合に善意銀行でお受けしております。

★食品の場合は賞味期限や購入年月を確認させていただきます。



【寄付のお問合せ】

社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会

横浜市都筑区荏田東4-10-3

福祉保健活動拠点かけはし都筑内

TEL:045-943-4058

FAX:045-943-1863



令和8年2月発行